

調布市教育委員会表彰 児童・生徒表彰基準

平成23年11月 7日制定
平成30年10月 1日改正

1 目的

調布市教育委員会表彰規程(以下「規程」という。)第1条に規定する趣旨を踏まえ、規程第2条「児童・生徒の表彰」について具体的な基準を定めることにより、被表彰者の推薦及び決定に資することを目的とする。

2 表彰の対象

- (1) 対象者
調布市立学校に在学する児童・生徒又はそれらで構成された組及び団体。
- (2) 対象となる活動
児童・生徒の善行及び優れた活動を対象とするが、教育課程に位置付けられた時間の活動で、参加を義務付けられている活動を除く。
ただし、教育課程に位置付けられた活動の発展として、教育課程以外の時間に行った善行や優れた活動は対象とする。
- (3) 期間
原則として、当該年度の4月1日から3月31日までとし、表彰式は2月の教育委員会定例会開催後とする。ただし、追加の決定があった場合には、必要に応じ表彰を行うものとする。

3 表彰基準

規程条項	条文	表彰基準
第2条関係 (児童・生徒の表彰)	第1号 教育上特に推賞に価する善行のあったもの	(1) 人命救助、初期消火活動等、その行為がなかった場合、明らかに大きな事故につながると考えられる行為を行ったもの ※ 自らの安全を確保した上での発達段階に即した適切な行動であること。 (2) 環境美化活動、障害者・高齢者等に対する福祉活動、伝統文化の継承、子ども会等の地域活動を、原則として3年間、毎月1回以上行ったもの (3) 朝や放課後の時間を活用した読書活動・飼育活動・栽培活動・体力を高める活動等を、原則として3年間、主体的・継続的に行ったもの
	第2号 有益な調査、研究をしたもの	公的機関又はこれに準ずるものが主催又は後援する東京都規模以上の大会、審査会、選考会等において入賞(佳作入賞したものを除く。)したもの
	第3号 体育、芸能等の文化活動において、特に優秀な功績のあったもの	(1) 全国大会又は関東大会もしくはこれらに準ずる大会・コンクール等に出場したもの (2) 東京都大会又はこれに準ずる大会・コンクール等において第3位相当以上で入賞したもの又はこれに準ずるもの ※ 大会・コンクール等は、公的機関又はこれに準ずるものが主催又は後援するものであること。 ※ 上位の大会・コンクール等へ出場する場合には、その結果が出た後に表彰する。
	第4号 前3号に掲げるもののほか、委員会が表彰することを適当であると認める成績又は行為のあったもの	具体的事実が生じたときに協議する。